

報告事項ウ

「鳥取県版公立学校における人工呼吸器の管理による医療的ケアを必要とする
児童生徒の安全な学校生活のためのガイドライン」について

鳥取県版公立学校における人工呼吸器の管理による医療的ケアを必要とする児童生徒の
安全な学校生活のためのガイドラインについて、別紙のとおり報告します。

令和7年5月12日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

「鳥取県版公立学校における人工呼吸器の管理による医療的ケアを必要とする 児童生徒の安全な学校生活のためのガイドライン」について

特別支援教育課

本県の公立学校における医療的ケアについて、実施体制の整備と充実に向け鳥取県版公立学校における人工呼吸器の管理による医療的ケアを必要とする児童生徒の安全な学校生活のためのガイドラインを作成しましたので、その概要を報告します。

1 作成の背景

- ・平成31年3月20日付文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」では、特別支援学校において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒（以下、医療的ケア児という。）が増加していることや、平成31年2月28日に示された文部科学省の学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の最終まとめにおいて、小・中学校等において医療的ケア児が在籍するようになってきていることが示された。
- ・鳥取県においても、平成15年に養護学校における医療的ケアに関するモデル事業運営協議会（現：鳥取県特別支援教育推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会）を設置し、医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育に係る理解啓発と体制整備等について検討を重ね、令和2年6月「鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン」を策定し学校関係機関に送付した。（令和5年6月一部改訂）
- ・令和3年6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう、最大限に配慮しつつ、適切な教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大に発揮させ、将来の自立と社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要であるとの基本理念が示された。
- ・県内においても、医療的ケアの内容の多様化に加え、公立学校に人工呼吸器を使用する等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍しており、人工呼吸器を使用している児童生徒が安全に学校生活を送れるようにするため、役割の明確化が重要となっている。
- ・令和6年度、人工呼吸器の管理に関わる文部科学省の通知をはじめ、他の自治体のガイドライン等を参考にしながら、鳥取県特別支援教育推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会において、鳥取県版公立学校における人工呼吸器の管理による医療的ケアを必要とする児童生徒の安全な学校生活のためのガイドラインについて検討を重ねた。
- ・令和7年3月に取りまとめが完了し、学校関係機関に送付した。

2 ガイドラインの概要

- (1) 学校において医療的ケアを実施する意義
- (2) 学校体制による人工呼吸器使用児への対応を検討する前段階において校内又は市町村（学校組合）教育委員会で確認しておくこと
- (3) 人工呼吸器使用児の通学受け入れの方針
- (4) 医療的ケア実施までの手順
- (5) 人工呼吸器の管理～看護師及び教職員等の役割分担～
- (6) 保護者との協力と連携
- (7) 研修について

3 周知先

- ・令和7年3月26日付けで県立学校、各市町村(学校組合)教育委員会、関係課及び各教育局(計58ヶ所)

4 今後の予定

- ・本課が開催する指導的な役割を担う学校看護師ネットワーク会議等において、本ガイドラインを活用しながら研修を進める。
- ・本課ホームページに掲載しており、ダウンロード可能であることを、校長会連絡等で周知し、広く活用を呼びかける。
- ・医療的ケアを取り巻く状況の変化を見据えながら内容を適宜修正していく。

別 添

鳥取県特別支援教育推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会

委員等名簿（R6 所属）

区分		所属	役職	氏名
1	小学校管理職	米子市立福米東小学校	校長	井田 剛
2	特別支援学校管理職	県立鳥取養護学校	校長	中谷 一朗
3	特別支援学校養護教諭	県立倉吉養護学校	養護教諭	安東 奈生子
4	小学校教諭	湯梨浜町立羽合小学校	主幹教諭	小谷 瞳
5	特別支援学校看護師	県立皆生養護学校	学校看護主幹	末葭 典子
6	医師	社会医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック	院長	玉崎 章子
7	医師	総合療育センター	院長代理	小枝 達也
8	医療関係者	公益社団法人鳥取県看護協会 鳥取県医療的ケア児等支援センター 東部相談窓口	支援マネージャー	槇 千紘
9	保護者			矢田貝 朋
10	有識者	医療法人財団はるたか会 Nurse Fight	代表	植田 陽子
11	行政（看護師配置あり）	米子市教育委員会	担当課長補佐兼指導主事	門脇 康裕
12	行政（看護師配置あり）	湯梨浜町教育委員会	副主幹兼指導主事	松本 真
13	行政（子ども家庭部）	子ども家庭部子ども発達支援課	課長補佐	岸田 直美

鳥取県版公立学校における人工呼吸器の管理による
医療的ケアを必要とする児童生徒の
安全な学校生活のためのガイドライン

令和7年3月

鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

はじめに

令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医ケア児支援法」という。）が成立し、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう、最大限に配慮しつつ、適切な教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大に発揮させ、将来の自立と社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要であるとの基本理念が示されています。このため、医療的ケア児の教育に当たっては、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことが必要であると考えています。

また、医ケア児支援法において、「学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるもの」と、その責務が示されました。

近年、鳥取県内の公立学校に人工呼吸器を使用する等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍しています。このことから、人工呼吸器を使用している児童生徒（以下「人工呼吸器使用児」という。）が安全に学校生活を送れるようにするため、役割の明確化がより重要となっています。

人工呼吸器使用児が通学して医療的ケア看護職員（以下「看護師」という。）による医療的ケアを受けることを検討していく際には、学校と保護者とが信頼・協力関係を築いて、建設的な話し合いのもと、合意形成を図っていくことが必要です。

人工呼吸器を管理する上での要件や内容については、児童生徒等の個別性が高いことから、その実施方法等は一律ではありません。人工呼吸器の管理を安全かつ適切に実施するためには、一人ひとりの児童生徒等の状況及び学校の管理体制等の各要件を組織的に確認・整理する必要があります。

本ガイドラインは、人工呼吸器使用児への教育上の観点、保護者負担軽減の観点から、可能な限り保護者の付添いを求めないで対応していくための安全・安心な体制を整備することを目的とします。

各学校におかれましては、本ガイドラインを参考に医療機関や保護者との連携の下、安全かつ適切に人工呼吸器の管理を実施されますよう、お願い申し上げます。

令和7年3月

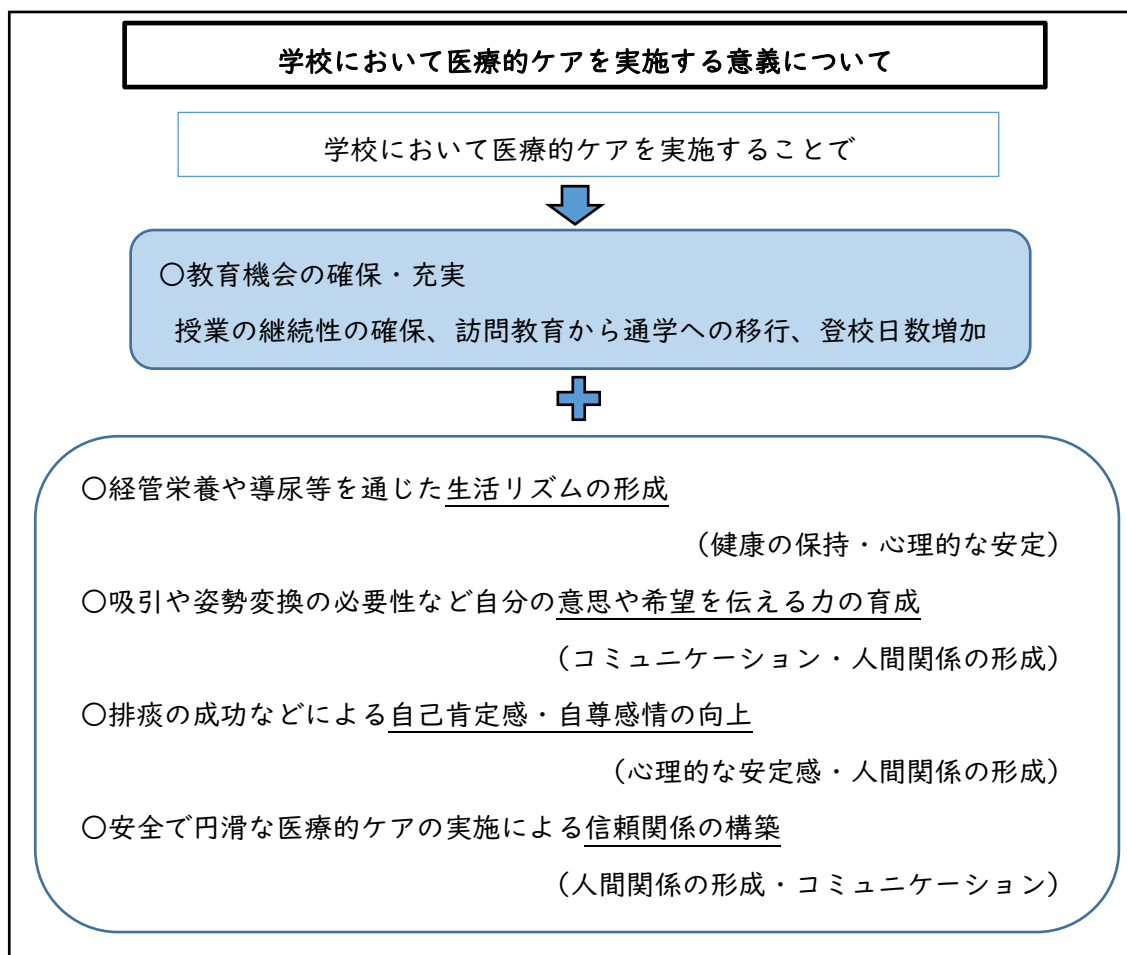
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

目 次

1	学校において医療的ケアを実施する意義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	学校体制による人工呼吸器使用児への対応を検討する前段階において校内又は 市町村（学校組合）教育委員会で確認しておくこと・・・・・・・・	2
3	人工呼吸器使用児の通学受け入れの方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	医療的ケア実施までの手順・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	人工呼吸器の管理～看護師及び教職員等の役割分担・・・・・・・・	4
6	保護者との協力と連携・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	研修について・・・・・・・・・・・・・・・・	9

I 学校において医療的ケアを実施する意義

児童生徒等が集い、人と人とのふれあいにより、人格の形成がなされる場である学校において、児童生徒等の安全の確保が保障されることを前提に医療的ケアを行うことにより、医療的ケア児の通学日数が増加し、日々の授業の継続性が保たれるとともに、生活リズムの形成、コミュニケーション力の向上、自己肯定感や自尊感情の高まり、教職員と医療的ケア児との関係性の深まりなどの教育効果が期待されます。また、看護師が適切に医療的ケアを実施することにより、教職員は安心して教育の専門性を発揮し授業を行うことができるなど、教職員と看護師との連携・協働により、それぞれの専門性を発揮した支援に取り組むことで、医療的ケア児の成長・発達を最大限に促すことができると考えます。



※文部科学省行政説明「学校における医療的ケアの現状と学校に勤務する看護師の役割について」を一部修正

2 学校体制による人工呼吸器使用児への対応を検討する前段階において校内又は市町村（学校組合）教育委員会で確認しておくこと

（１）児童生徒について

- ・児童生徒の状況に応じ、個別に検討するものであること。

【検討項目】：対象となる児童生徒の学校での生活状況（平常時のバイタルサイン、発作頻度 等）

（２）校内体制について

- ・看護師及び教職員が、人工呼吸器使用児及び保護者の学校生活における意思や要望を把握していること。
- ・看護師及び教職員が、人工呼吸器使用児の実態を把握していること（基礎疾患、胸郭の変形などの合併症、身体能力、理解力、コミュニケーション力、バイタルサイン、本人独自の行動特性、自発呼吸の有無、人工呼吸器を外していただける時間 等）。
- ・看護師が人工呼吸器に係る研修（業者による説明）を受けており、人工呼吸器に係る基本的な知識を身につけていること。
- ・関係する職員による、学校体制による人工呼吸器対応の検討手順（保護者への説明方法や説明内容を含む）の共通理解が形成されていること。
- ・校内における医療的ケアに係る安全委員会が設置されていること。

【委員（例）】：学校長、副校長、教頭、事務長、医療的ケアコーディネーター※

学部（学年）主任、担任、学習グループ職員、看護師、養護教諭、学校医 等

※校内で行われる医療的ケアを安全に実施するため関係者同士の連携を図る（コーディネートする）者で校務分掌として位置付けている学校もある。

- ・緊急時の校内体制が構築されていること。

（３）施設設備について

- ・人工呼吸器に常時接続可能なコンセントがあること（緊急時の電源（バッテリー）の確認）。
- ・予備の酸素ボンベ等の必要な機材を保管する場所があること。
- ・緊急搬送時の動線が確保できていること。

（４）関係機関との連携について

- ・人工呼吸器取扱業者との連携が取れていること（緊急対応時に連携が取れる、人工呼吸器使用児のための人工呼吸器に係る研修を実施していただける 等）。
- ・主治医と連携体制の確認が取れていること。

3 人工呼吸器使用児の通学受け入れの方針

(1) 原則

学校に配置する看護師が人工呼吸器の管理を実施するに当たっては、人工呼吸器使用児の実態や人工呼吸器の使用状況、必要な医療的ケア等に関して、個別性が高く、医療的な視点からの確認が必要なことから、(2)に示す要件に基づき、個別のケースごとに検討を行うものとする。

(2) 対象者

保護者から申し出があった人工呼吸器使用児のうち、看護師による人工呼吸器の管理が可能となり得る者は、以下の全ての要件を満たすこと。

- ①日常的に健康状態（呼吸状態）が安定しており、医師が常駐せず医療設備のない学校において、保護者の付き添いなしで学校生活を送ることができると医師（主治医及び学校医）が許可していること。
- ②医師（主治医及び学校医）から、学校における教育活動（校外学習を含む）での人工呼吸器の使用について許可があり、緊急対応について指示があること。
- ③学校において、人工呼吸器の設定変更※が必要でないこと。
※主設定、副設定の切り替えは設定変更に含まない。ただし、あらかじめ主治医による指示され固定された設定であること。
- ④体調の急変や人工呼吸器の不都合等があった場合、所定の医療機関に搬送するまでの緊急時の管理・対応（救急車到着までの学校における対応の体制が整っていること）が可能であること。救急搬送の場合、学校長の判断のもと、必要に応じて看護師が同乗すること。
- ⑤保護者が通学における必要な協力について同意し、保護者の協力体制が確認できること。

(3) 学校の管理体制

- ・校内における医療的ケアに係る安全委員会等における綿密な協議のもと、看護師による人工呼吸器の管理を安全に実施できる体制が整備されたとの校長の判断があること。
- ・看護師による、人工呼吸器の管理が可能な体制であること。
- ・教職員が人工呼吸器に関する基礎的な知識を有し、個別の医療的ケア実施マニュアルに従って的確に支援できること。

(4) 情報の共有

- ・人工呼吸器使用児の障がいの状態及び人工呼吸器の管理等の実施する医療的ケアの内容について、学校、保護者及び主治医との情報共有ができる体制であること。

(5) 保護者の理解と継続的な協力

- ・学校が対応できること、または教育活動上の制限等により難しいことについて、主治医からの説明・見解を踏まえ、保護者と学校が共通の認識をもつこと。
- ・医療情報の提供や日々の連絡体制等について、保護者の協力が確認できること。
- ・緊急時には、個別の緊急時対応マニュアルに従い、保護者が学校と協力して対応できること。
- ・保護者の協力（学校の管理体制が整うまで、保護者が付添うこと、手技の伝達、学校で人工呼吸器の管理を行うこと）が継続的に得られること。
- ・保護者は毎朝、学校で使用する人工呼吸器の確認（異常の有無、動作状況の確認等）を行うこと。

4 医療的ケア実施までの手順

人工呼吸器管理の必要のない医療的ケア児に準じます。但し、以下の点に特に留意します。

- ・人工呼吸器の管理を実施するに当たり、管理職、看護師、担任教諭等が主治医を訪問し、児童生徒の人工呼吸器の管理を安全かつ適切に実施するための指示・助言を直接得ること。
- ・人工呼吸器業者より人工呼吸器の取り扱いについて直接説明を受けること。
- ・複数の看護師が人工呼吸器の管理を行える体制を整備すること。
- ・教職員が人工呼吸器の管理に関する基礎的な知識をもち、看護師との協働による実施が可能であること。緊急時にはマニュアルに従って的確に対応できるようにすること。

5 人工呼吸器の管理～看護師及び教職員等の役割分担

学校における人工呼吸器の管理については、看護師が対応するものとする。人工呼吸器使用児の健康管理等については、教職員も看護師と連携・協働して実施することとする。

【校内で実施する範囲・役割分担】○は実施可 ―は不可。

項目	具体的な行為・手技等	看護師	教職員 養護教諭
健康観察	登校時・下校時の健康観察は複数で行うこと	○	○
アラームの表示の確認・連絡		○	○
アラームの消音	画面にて操作を行う ※看護師はアラームの原因を把握すること	○※	―
人工呼吸器の設定	主治医が行うため、学校では設定変更不可	―	―
人工呼吸器の設定の確認 ・加温加湿器含む	アラームの作動の確認 ※教職員はロックを解除しての確認は行わない。表示パネルで目視できる場合に実施する	○	○※
作動確認 (定時巡回時も実施) ・加温加湿器含む	回路の確認／呼気ポートの確認／ バッテリー残量の確認/加湿器水位確認	○	○
人工呼吸器の電源の ON/OFF ・加温加湿器含む		○	―
人工呼吸器の回路つなぎ		○	― (緊急時は除く)
人工呼吸器の回路の折れ や曲がり直し		○	○
人工呼吸器の回路の一時的着脱	※教職員は吸引時の補助として回路の保持はできる(着脱は看護師)	○	―※

人工鼻（気管カニューレに付けるタイプ）の着脱	自発呼吸ありの児童・生徒への、一時的なカニューレへの人工鼻の着脱（※１） ※教職員は看護師から人工鼻取り付けに関する研修等を行っていること。教職員は取り付け後、看護師が確認すること。	○	○※
マスク型タイプのマスクのずれの修正	※人工呼吸器使用児がマスクのフィッティングについて説明ができない場合、マスクのずれの修正は看護師が行うこと。教職員は看護師からマスク型タイプのマスクのずれに関する研修等を行っていること。教職員がマスクのずれを修正した後、看護師が確認すること。	○	○※
ネーザルハイフローの鼻カニューレのずれの修正	※人工呼吸器使用児がネーザルハイフローの鼻カニューレのフィッティングについて説明ができない場合、鼻カニューレのずれの修正は看護師が行うこと。教職員は看護師からネーザルハイフローの鼻カニューレのずれに関する研修等を行っていること。教職員は鼻カニューレのずれを修正した後、看護師が確認すること。	○	○※
回路内の結露水、フィルター等に溜まった水の確認	※教職員は、フィルター等に溜まった水の確認	○	○※

回路内の結露水の除去	結露水の除去 必ず、水の状態観察（色・粘り等） を行うこと	○	—
加湿器の水の追加		○	—
移乗・姿勢変換時の回路 の確認		○	○
回路の変更 ・加温加湿器の付け外し をする場合の回路の連 結の一時的変更を含む	※看護師等の指導のもと、研修等 を事前に受けておくこと	○	— (緊急時は 除く) ※
電源差し替え	教室移動に伴う AC 電源差し替え (必ず充電されているかを確認す ること) 後に正常作動確認は看護 師が実施	○	○
バッテリー交換		○	—
人工呼吸器の移動と持ち 運び	正常作動確認は看護師が実施	○	○

※ Ⅰ：自発呼吸ありの児童生徒で、一時的に人工呼吸器から気管カニューレへの接続を
休止する時に気管カニューレに付けるタイプの人工鼻を装着する。人工呼吸器へ
の接続を再開する時はこの人工鼻を外す。

6 保護者との協力と連携

人工呼吸器の管理に当たっては、特に次の項目・内容について保護者に説明し、協力が
得られるようにする。

(1) 健康状態等の確認

- ・人工呼吸器使用児の登校前の健康観察を十分に行い、日常の学校生活が送れる体調であ
ることを確認し、登校させる。
- ・長期休業明けは、人工呼吸器使用児の身体の成長も著しく、長期休業前と健康状態にも
違いがみられることが多い。保護者は健康状態等の確認を行うため、必要に応じて人工
呼吸器使用児に付き添い、人工呼吸器使用児の健康状態について学校と密に情報交換を

行う。

(2) 人工呼吸器の確認

- ・登校前に人工呼吸器の異常の有無、作動状況の確認をする。

(3) 物品準備

- ・人工呼吸器で使用する物品の準備、点検、機器の充電を行う。物品の不足がある場合は、補充を行う。アンビューバッグは本人用を持参する。
- ・充電状態の確認は、看護師や担任等が保護者と登校時に共に行う。

(4) 付添い・緊急時対応

- ・保護者の付添いについては、やむを得ず協力を求める場合には、代替案などを十分に検討した上で、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて丁寧に説明すること。
- ・不測の事態により、校内体制が整わない場合は、学校の依頼に応じて人工呼吸器使用児に付添い、医療的ケアの実施等の協力を行う。
- ・保護者は、緊急時に備えて常に学校と連絡がとれるようにしておく。緊急事態発生時は、保護者も学校の要請に応じ協力する。

【保護者の付き添いの段階例】 個別のケースに応じて段階的に判断していく

- | |
|--|
| <p>① 学校において保護者が医療的ケアを実施し、それを看護師等が観察する。</p> <p>② 保護者付添いの段階的な縮減（同じ教室内での付き添い時間を減らす、別室待機等）</p> <p>③ 保護者付添いなし（半日実施）</p> <p>※安全な実施の確認（校内における医療的ケアに係る安全委員会）</p> <p>④ 保護者付添いなし（1日実施）</p> <p>⑤ 保護者付添いなし（数日間実施）</p> <p>※安全な実施の確認（校内における医療的ケアに係る安全委員会）</p> <p>⑥ 完全実施（保護者付き添いなしで学校体制による人工呼吸器使用児への対応を行うこと）</p> <p>※実施後の見直し（状況に応じて保護者の付き添いを依頼）</p> |
|--|

※段階の移行は、最終段階に移行することを前提としたものではなく、人工呼吸器使用児の実態、主治医や医療的ケアの専門家（医師）、保護者からの意見、校内実施体制等から、安全かつ適切な医療的ケアが実施可能な段階について、校内における医療的ケアに係る

安全委員会等で協議の上、校長が判断する。

7 研修について

- ・ 学校長は教職員に学校における医療的ケアに係る必要な研修を受けさせること。
- ・ 学校全体での組織的な体制を整える観点からは、医療的ケアを実施するか否かにかかわらず、看護師等や医療的ケアを実施する教職員との連携協力の下、医療的ケア児を含めた児童生徒等の健康と安全を確保するために医療的ケアに係る基礎的な知識を習得しておくことが有効である。そのため、医療的ケアを実施しない教職員に対しても校内研修を実施することが必要である。また、同級生やその保護者に対して啓発を行うことも、理解や協力を得るために有効である。PTA 等と協力しながら、医療的ケアに関する理解・啓発を促すことが望ましい。

参考

(1) 「学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業」について

県教育委員会では、学校における医療的ケアに知見のあるアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、学校における医療的ケア実施体制の充実、強化を図ることを目的とし、「学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業」を展開しています。

主な内容として、医療的ケア児の在籍する又は今後在籍が見込まれる県立学校及び市町村（学校組合）立学校にアドバイザーを派遣し、医療的ケア実施体制に関する指導・助言等を行ったり、アドバイザーを学校における医療的ケアに関する研修会等の講師として学校に派遣したりします。（本件問合せ：特別支援教育課 0857-26-7575）

(2) 「鳥取県医療的ケア児等支援センター」について

2021 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（通称「医療的ケア児支援法」）が施行されました。

鳥取県では 2022 年 6 月に鳥取県医療的ケア児等支援センターを開設しました。相談窓口は、総合窓口（西部）に加え、東部・中部の各圏域に 1 か所ずつ設置し、相談者は身近な場所で相談できます。さらに各窓口の医療的ケア児支援マネージャーが相互に情報共有し、きめ細やかな対応ができるようにしています。

ホームページ：<https://icare.doaikai.jp/>



小学校等における医療的ケアの実施体制の充実に向けて

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことなど踏まえ、教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、学校における医療的ケアの実施に関する基本的な考え方をまとめた研修動画を公表するとともに、「小学校等における医療的ケア実施支援資料」を公表しています。

教職員支援機構 校内研修シリーズ

各学校で実施される医療的ケアが安心・安全に実施できるよう、医療的ケアに関する定義や考え方、医療的ケアの内容や現状を踏まえ、文部科学省の取組等について解説。



小学校等における医療的ケア実施支援資料

医療的ケアの内容の把握や小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。

(参考)

- 第1編 医療的ケアの概要と実施者
- 第2編 学校における受入れ体制の構築
- 第3編 医療的ケア児の状況等に応じた対応



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」において、学校に関する留意事項について整理。



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

参考：令和6年度学校における医療的ケア連絡協議会資料（文部科学省）

学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実に資する参考となる資料を掲載しています。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について
(H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。

小学校等における医療的ケア実施支援資料
～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。

学校における教職員によるたんの吸引等(特定の対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。

学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル

- 医療的ケアに関する研修を初めて企画・実施する教育委員会担当者向けの、研修の基本的なプロセスを解説した資料。

医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。

医療的ケア看護職員等の相談・研修の在り方に関する事例

- 医療的ケアに関するICTを活用した相談・支援や医療機関等と連携した研修に取り組んでいる自治体の事例を紹介。

【参考にさせていただいた資料等】

- ・学校における人工呼吸器使用に関する【ガイド】（一般社団法人日本小児神経学会）
- ・学校にける医療的ケア実施対応マニュアル（公益社団法人 日本訪問看護財団）
- ・岡山県立特別支援学校における人工呼吸器使用児童生徒の通学受入れに関するガイドライン（岡山県教育委員会）
- ・学校における医療的ケア実施体制ガイドライン（山口県教育委員会）
- ・都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン（改訂）（東京都 教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課）
- ・特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする児童生徒の安全な学校生活のためのガイドライン（香川県教育委員会事務局 特別支援教育課）
- ・特別支援学校における学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への対応ガイドライン（長野県教育委員会）

